

平成 31 年

第 4 回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成31年 第4回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	平成31年4月25日 午前 <u>・後</u> 2時30分		佐渡島開発総合センター 2階 第3階議室
閉会日時	平成31年4月25日 午前 <u>・後</u> 3時45分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			中村 友子
1番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
教育総務課 課長 渡邊 裕次 課長補佐 粕谷 直毅 総務係長 飯田 誠 総務係調査員 中川 啓一		社会教育課 課長 金子 雅晃 課長補佐 柳澤 正二 世界遺産推進課 課長 坂田 和三 文化財室長 岩崎 成正	
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 教育指導主事 本多 アヤ子 学事係主任 高橋 輝臣		子ども若者課 課長 市橋 法子 園児支援係長 本田 寿之	
傍聴人	有 <u>無</u>		
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 14 号 佐渡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 15 号 佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について(H31.3.1 付け) 議案第 16 号 佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について(H31.4.1 付け) 議案第 17 号 佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について 議案第 18 号 佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について 議案第 19 号 佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について 議案第 20 号 佐渡市公民館分館長の委嘱に係る専決処理について 議案第 21 号 佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について 議案第 22 号 佐渡市文化財保護審議会への諮問について  報告事項 1 教育委員会の組織について 2 幼児教育無償化制度にかかる幼稚園条例等改正の方向性について 3 学校情報について 4 その他  次回会議の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>本定例教育委員会は、午後 2 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただいまから平成 31 年第 4 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> <li>・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、中村委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</li> <li>・ 今年度初めての会議となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。教育委員の佐藤委員から順にお願いします。</li> <li>・ 佐藤委員、仲川委員、中村委員、信田委員、渡邊教育長、渡邊教育総務課長、山田学校教育課長、金子社会教育課長、濱田管理主事、粕谷教育総務課長補佐、飯田総務係長、中川総務係調査員、本多教育指導主事、高橋学事係主任の順に自己紹介を行う。</li> </ul>
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ では、議題の方に入りたいと思います。日程第 2、議案第 14 号「佐渡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【説明要旨】 第 4 条にある協議会委員は 15 名以内となっていたが、学校運営協議会の設置を進めていく中で、複数の学校で 1 つの協議会を置く場合 15 人では足りない状況が発生したため、「ただし、2 以上の学校について 1 つの協議会を置く場合の委員の数については、この限りではない。」という文言を加え、15 名以上が認められるように改正することについて議決を求めるもの。</li> </ul>
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</li> </ul>
<p>・ 佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先回もご提案いただいて、検討いただくということだったと思いますが、ただし書きがつくことで先回の協議会の方のものが通るかと思います。特に私はこだわることではないのですが、ただ学校規模が今小さくなっていくこの佐渡市の現状から、各学校へ行事等で参りますと、大変地域の方が多くなってきたな、これは大変いいことでもあるなど。ただ、この運営協議会の趣旨から、職員数、それから学校規模等々を考えた場合に、15 人というのがほとんど幾つかの市町村のものを見ましても、大体 10 人とか 15 人というのが多いようです。そしてまた 2 校以上の学校について 1 つの協議会、これは小学校や中学校を連携するような場合とか、教育効果が上がるという点で狙って 1 つの協議会にするということは、幾つかの例としてまた挙げられていますし、文科省もそのように挙げているかと思います。</li> <li>・ ただ、佐渡市の場合、2 以上の学校について 1 つの協議会を置くというのは、どちらかという、学校規模が非常に小さくなっている現状から、これからもこの方向が進んでいくのだろうと思います。</li> <li>・ そういう中で、15 人以上でもいいですよというのは、学校としてどうな</li> </ul>

<p>・ 山田学校教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 本多教育指導主事</p>	<p>のかなと。今、学校からという課長からのご意見がありました。確かに校長としては切りにくいというか、人数を限定しにくい事情あると思うのですが、例えばこのあたりの実態もお聞かせいただきたいのですが、民生委員とか、主任児童委員との懇談会を行っている学校もありますし、それから青少年育成協議会等もやっていたり、そしてまた学校評議員というか、評価委員、こういうものも会議をやっている。そして、さらに運営協議会、こういう中で15名以上でもいいですよというのは、どういうものなのかな。学校への負担といたしますか、会議の様子を想像する中で、考える必要があるのかなと思っただけです。ちょっと実情をお聞かせいただきたい。</p> <p>・ まさにご指摘のとおり、極小規模校の場合ということで話をさせていただきますと、むしろ極小規模校ゆえにマンパワーが不足している、そもそも学校の教師の数も保護者の数も少ないという状況の中で、いろいろなことを地域と連携してやっていくということの中で考えますと、学校運営協議会にそれなりの人数、人員を配置することで、その不足しているマンパワーが補えるのではないかと、そういう地域の期待もあってこの15名以上になってもお願いしたいということだと考えます。</p> <p>・ また、詳細で何かつけ足しがありましたら、今日担当事務局が来ておりますので、そちらからまた具体的なところは回答していただきたいと思いません。</p> <p>・ 担当の方から補足ありますか。</p> <p>・ まず、内海府小中学校の実態についてお話をさせていただきます。</p> <p>・ 内海府小中学校は、小学校児童数7名、中学校生徒数2名の極小規模校です。しかし、地域は黒姫から真更川まで9つの集落があり、地域に子どもがいるいないに関係なく、非常に学校に協力的です。そんな中で、学校がこの学校運営協議会を設置するに当たり、全ての地区の区長さんにぜひ学校と地域のために入っていただきたいということで、9つの地区の区長さんにこの学校運営協議会のメンバーになっていただけるように学校から依頼をしています。それらを考えますと、学校もそうなのですが、地域にとっても地域の活性化を図りたい、そのためには学校と協力して、一緒にコミュニティースクールによって、地域も学校も元気になる、そうした仕組みをつくりたいという願いがあり、そのことを加味しますと、生徒数は9名ですが、メンバーの方には、どうしても各集落からの方を外したくないという両学校長の思いを受けて、15名をオーバーしてしまうという現状があります。</p> <p>・ 先日もその会に参加させていただいたのですが、内海府中学校の海府太鼓というのが伝統で続いているのですが、生徒が2名になってしまった。海府太鼓はもう続けられなくなる。どうしたらいいだろうということで、議案が上げられていまして、やめるのは簡単だけど、何とか続ける方法はないだろうか、地域の方と一緒に模索している様子が学校運営協議会で話し合われておりました。それらの実態を加味しますと、ぜひ地域の実態に合わせた人数をご配慮いただければありがたいというように考えております。</p>
--	--

<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の同様の審議の中で、私の方から、15名をはるかに超える人数が任命される予定だということで、疑義を呈した覚えがあります。規則と整合性がないため、前回保留となり、今回規則を改正して、2つ以上のものについては15名の数にこだわらないということになりました。この方向で良いと思います。</li> <li>・ 1つだけ要望を述べさせていただきます。学校にこの様にさまざまな協議会や評議会などが付け加わっていく時代になっていきますけれども、これまでのもので不要と思われるものについては、大きく整理、精選していただきたい。そうでなくても、校長や教頭あるいは先生方まで駆り出してさまざまな会議を催すというのは、かえって教育にとってはマイナスとなる側面があります。精選の方向もあわせて考えていただきたい。</li> </ul>
<p>・ 佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も先ほど申し上げましたように、反対するとか、そういう意味ではありません。十分学校の負担がかからないようにというご配慮をいただきたいということです。</li> <li>・ 今担当の方から、例えば内海府ということでお話が出ました。一つお願いですが、この昨今の佐渡の実情からいくと、従来の学校区と行政区の齟齬があります。そのあたりで、例えば黒姫と言われましたが、黒姫は北中学校に子どもたちは通い、浦川小学校に通い、そして両津中学校へ今校区としてはあると思うのです。行政区としては内海府村の行政区だろうと思います。こういうのが佐渡の周辺部にかなりあると思うのです。そのあたりで、特に教育委員会が委員会の委員を選出する、検討する場合に、その部分もしっかり把握した上でやらないと、地域と実際に活動している団体と行政区が食い違っているというのは、実は他のこの協議会でなくても佐渡の場合市町村合併をかなり繰り返しておりますので、非常にそういったものが地域の中に軋轢として残っています。私も1つ抱えているのですが、お金にも絡んでいて、そして税金にもかかっていて、そして個人的に決済金だとか、差し止めとか、そういう文書が市からも来ていて、規則ですからと言われて、非常に困っているのです。そういった行政区と学校区、特にこの運営協議会の場合、しっかりと把握し進めていただければなと思います。</li> </ul>
<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な提案ありがとうございました。学校運営協議会がこの後進んでいく中で、今お二人からご意見いただきました、いわゆる外部団体との会議についての精選、スリム化、あるいは統合といったものは、当然考えていく必要があると思いますし、最終的にはこの運営協議会というものの中にいろいろな仕組みが入っていくような形にしていくのが一番いい方法というように考えております。</li> <li>・ それから、もう一点、立ち上げの段階ではどうしてもエネルギーが要るものですから、それなりの人数が欲しいという形で立ち上げていきますが、また進めていく中で、本当に必要な数、必要な人材というのもまた明らかになってくると思いますので、その辺につきましても、一旦決めたからずっとこの人数でいくということではなくて、少なくとも済むようであれば、それに</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<p>についてもスリム化をしていくということで今後進めていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他にございますか。よろしいですか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 14 号「佐渡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、議案第 15 号から議案第 21 号まで及び報告事項 3 については、人事及び個人情報に関する内容であることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ それでは、議案第 15 号から議案第 21 号まで及び報告事項 3 については、秘密会とすることといたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【秘密会】</li> <li>・ 【議案第 15 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について(H31.3.1 付け)」、議案第 16 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について(H31.4.1 付け)」、議案第 17 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、議案第 18 号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、議案第 19 号「佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について」、議案第 20 号「佐渡市公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、議案第 21 号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認された。】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 10、議案第 22 号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 坂田世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【説明要旨】 佐渡市文化財保護審議会の審議を計画的かつ円滑的に行うため、佐渡市文化財保護条例第 2 条第 1 項の規定に基づく市文化財について、市にとっての重要性及び保存の措置を講ずる必要性について事前に調査し、指定または選定すべき物件の候補について審議会に諮問するもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 坂田世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に質問、ご意見等ございましたらお願いします。</li> <li>・ この内容の何を議決するのか、実はよくわからないものですから、その説明をお願いしたい。</li> <li>・ これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、この後調査、</li> </ul>

産推進課長	<p>それから指定すべき、選定すべき物件をこれから調査したいということで諮問をするものでございまして、物件を先に選定しておるものではなくて、これからその必要なものを選定して調査の方をお願いしたいというものでございます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご理解いただけましたでしょうか。</li> <li>・ 今、委員の方の理解がなかなか進まないようなのですが、どういう形でこの文化財というものを指定するのか、その手順を説明してください。そうすれば流れがわかるわけです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財までの手続なのですが、まず所有者の方が指定文化財にすべきというか、大事ですよということで、教育委員会の方に申請を上げます。その申請物件について、教育委員会の方から文化財保護審議会の方に、申請物件についてご意見をくださいということで、諮問されます。文化財保護審議会の方では、もう一度内容をしっかり確認して、答申という形で教育委員会の方に答申して、保護審議会の意見として答申されまして、初めて佐渡市の文化財指定ということになります。</li> <li>・ 今回の場合は、ある程度佐渡市の中で指定物件等について一段落ついたところが見えるものですから、この後指定候補となるべく物件について、事前に調査をお願いしておいて、申請が上がってきた時点でスムーズに指定の手続をとっていくということの前の調査ということになります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 岩崎文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかがでしょうか。</li> <li>・ 今までとはやり方を少し変えますよという意味なのですね。</li> <li>・ 簡単に言えばそうなのです。今までのやり方はそのまま残っているのですが、それをやる前に所有者から上がってこなければ、逆に言うと調査できない状態となります。ですから、教育委員会の方から保護審議会審議委員の方に候補となるべく物件はどのようなものがあるかご意見ください、上がってきた段階で再度諮問いただいて、そこでまた保護審議会の方が意見を出すということになります。指定の前の調査といいますが、申請が上がってきた時点で、今までは指定までに1年なり、1年半なりかかっていたところもあるのですが、それをもっとスムーズに行うために、事前にある程度の調査というか、候補となるべき物件の候補選定をしておいて、ある程度の調査もしておいて、出てきた段階でスムーズに指定していくということになります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは、先ほど現段階で一応一段落したというふうに言いましたよね。ということは、今文化財室としては、該当すべき文化財はないと。でも、落としていませんか、見落としていませんか、意見くださいということですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩崎文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その辺もありますし、一応文化財指定というのは、所有者の方の申請主義のところがあるものですから、申請されない、したくないという方もいらっしゃるかと思うんで、そういったところをある程度事前に調べておくことで、逆にこちらの方から市として大事なものですから申請願えませんかみた</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 岩崎文化財 室長</li> </ul>	<p>いな働きかけもできるかというふうに思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは、保護審議会の方に情報くださいと言っているのですよね。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 岩崎文化財 室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く、もっている人に何かありませんかと聞いているわけじゃないのですよね。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ という独特の諮問の仕方ということです。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおりに決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 22 号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
	<p>・【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会の組織改編（3 課体制、地区教育事務所と地域支援系の併任など）について、渡邊教育総務課長から説明する。</li> <li>・ 幼児教育無償化制度にかかる幼稚園条例等改正の方向性（10 月から開始で国会審議中）について、市橋子ども若者課長から説明する。</li> <li>・ 学校情報（秘密会）について、濱田管理主事から説明する。</li> <li>・ その他として、本年度からの議事録のあり方について、渡邊教育総務課長から説明する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 渡邊教育総 務課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これで、報告事項は終了ということになります。</li> <li>・ 日程第 12、次回会議の開催日について、事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 次回の会議は、5 月 8 日の水曜日午後 4 時 15 分から臨時会を計画しています。これは、仲川委員が本年 5 月 7 日をもって任期満了となりますが、引き続き委員を任命することについて、議会の同意を得たため、5 月 8 日に辞令交付を行った後、臨時会を開催したいというものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、5 月 27 日月曜日の午後 3 時から定例会を開催したいと思いますが、委員の皆様のご都合をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局からは 5 月 27 日午後 3 時からということになっていますが、いいですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ では、これでいきたいと思います。</li> <li>・ 5 月 8 日の臨時会の方はいかがですか。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 渡邊教育総務課長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ 5月8日水曜日、午後4時15分からお願いしたいと思います。</li> <li>・ よろしいでしょうか。</li> <li>・ 異議なし</li> <li>・ では、以上で平成31年第4回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。</li> <li>・ お疲れさまでした。</li> </ul> <p style="text-align: right;">午後3時45分終了</p>
---	---